

保育所等整備支援事業（安心こども基金事業）

①保育所等緊急整備事業

1 趣 旨

待機児童解消のための保育所の創設や老朽改築による保育環境整備などの保育所の施設整備に要する費用の一部を補助することにより子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行う。

2 事業の概要

(1) 事業内容

保育所（認定こども園を構成する保育所を含む。）の新設、修理、改造、整備を実施する。この際に、設置者負担の軽減や、保育所の設置促進を図るため、待機児童が多く財政力が乏しい市町村について、追加的財政措置（補助率の嵩上げ）を行う。

(2) 整備対象施設

児童福祉法第35条第4項に規定する保育所

(3) 事業の実施主体

市町村

(4) 整備対象施設の設置主体（事業者）

社会福祉法人、学校法人（幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人である場合において当該保育所の施設整備を行う場合に限る。）、日本赤十字社又は公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人若しくは特例財団法人

(5) 補助率

国（基金）1／2（2／3）

（ ）書きは、待機児童が多く、財政力が乏しい市町村における補助率

(6) 事業期間

平成20年度～平成22年度

3 平成22年度予算額

1,065,190千円

（担当課 青少年家庭課）